

三重333アドレス賞規約

1. 下記の要件を満たす333枚のQSLカードを得る。
 - (1) 三重県内300か所の異なる地名において運用したアマチュア局のQSLカード300枚を得る。
 - (2) 特定運用局33局(回)のQSLカード33枚を得る。
 - (3) JARL三重県支部が発行元の特製カード「ジョーカーカード」(以下、「Jカード」という)があれば、異なる局で30枚を(1)の300か所の内、30か所分に充当できる。
 - ①異なる地名とは、丁目を含み、番地直前の地名をいう。
 - ・大字(おおあざ)または字(あざ)が異なれば全て有効。
 - ・過去の交信で得たQSLカードで、要件を満たせば、全て有効。
 - ②特定局とは、県内で運用する支部の社団局(JJ2YJC)、記念局および支部が指定するイベントにおいて、予め決められた周知期間内の専用シールを添付したQSLカードを発行するサービス局をいう。
また、支部の社団局、記念局のQSLカードは、イベントシールの有無に関わらず、特定局とみなす。
 - ③特製カード(Jカード)とは、三重県支部が発行元の、アマチュア局自身がコールサインほか必要事項を記入して発行するQSLカードをいう。
※ログリストに「Jカード」を使用した場合は、ログリストの備考欄に「J」を記載して下さい。
 - ④特定局のQSLカードは、イベント名、日付、運用地、対象物件、バンド、モードのひとつでも異なれば、全て有効とする。
2. 移動運用局に対する既定

その移動地で、1局以上と交信し、QSO相手局へ送付するQSLカードと同様のQSLカードを1枚確保する事で、移動運用した局自身にもポイントとなり、自局移動として、このアワードを申請できる。
(ただし、異なる地名300か所についてであって、特定局33局分は、別途QSLカードが必要です。)
3. 移動運用局に対するお願い【運用地の証明方法】
 - (1) 運用地が特定できる対象物件を、可能な限り至近距離で視認(見える)でき、アンテナとその対象物件を一体化した写真で証明する方法を最良とします。
 - (2) 町中の電柱、街角の「地名表示板」を利用する方法。
 - (3) 地名を特定しうる対象物件が無い場合は、地図上に運用場所と対象物件をマークする方法など。
4. 申請用紙およびログリストは、三重県支部ホームページからダウンロード可能。または返信用切手(通常封書料金)を貼った封筒(長形3号など)に受取人住所氏名を記入の上(SASE)支部事務局へ請求することも可能です。
5. 申請先：〒514-1138
三重県津市戸木町2033 富岡方 JARL三重県支部アワード係
6. 申請に必要な書類：アワード申請書・専用ログリスト
事務手数料として、未使用の郵便切手¥500円分を同封すること。
7. 申請に際しての注意
 - (1) 申請者の希望により、特記事項を付記できる。
 - (2) 必要と認められた場合に、申請に使用したQSLカードの提出を求められることがあります。